

京都大学附属図書館規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第四十五号)

京都大学附属図書館規程(昭和六十年達示第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「若しくは大学院情報学研究科」を「、大学院情報学研究科若しくは低温物質科学研究センター」に改める。

第四条第一項中「重要事項」を「管理運営に関する事項」に、「商議會」を「運営委員会」に、「同条第二項中「商議會」を「運営委員会」に、「別に定める」を「館長が別に定める」に改める。

第五条第二項中「別に定める」を「館長が別に定める」に改める。

第六条中「京都大学分課規程(平成十二年達示第十号)」を「京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)」に改める。

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。